

水質関係公害防止管理者等を選任すべき工場  
 (水質汚濁防止法対象の対象施設と特定工場における公害組織の整備に関する法律(以下、「管理者  
 法」という。))の資格の関係)

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日 未満
1	鉱業又は水洗放業用施設で、次に掲げるもの イ 選鉱施設、ロ 選炭施設、ハ 坑中和沈でん施設、 ニ 掘さく用の泥水分離施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
1 の 2	畜産農業又はサービスマン用施設で、次に掲げるもの(47. 10. 1 施行) イ 豚房施設(豚房の総面積が 50 平方メートル未満の事業場に係 るものを除く。) ロ 牛房施設(牛房の総面積が 200 平方メートル未満の事業場に係 るものを除く。) ハ 馬房施設(馬房の総面積が 500 平方メートル未満の事業場に係 るものを除く。)	管理者法上は適用外	管理者法上は適用外
2	畜産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)、ハ 湯煮 施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
3	水産食料品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 脱水施設、ニ ろ過 施設、ホ 湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業用施設で、次に掲げる もの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸、ソース又は 食酢の製造業用であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 湯煮施設、 ニ 濃縮施設、ホ 精製施設、ヘ ろ過施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
6	小麦粉製造業の用に供する洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
7	砂糖製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)、 ハ ろ過施設、ニ 分離施設、ホ 精製施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業用粗製あんの沈でんそう	水質 1,3 種	水質 1～4 種
9	米菓製造業又はこうじ製造業用洗米機	水質 1,3 種	水質 1～4 種
10	飲料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設(洗びん施設を含む。)、 ハ 搾汁施設、ニ ろ過施設、ホ 湯煮施設、 ヘ 蒸りゆし施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 真空濃縮施設、ホ 水洗式脱臭施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
1,2	動物油脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 圧搾施設、 ニ 分離施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種

施行令 別表 1	施 設 の 区 分	選任すべき管理者	
		1 万 m <sup>3</sup> /日 以上	1 万～1 千 m <sup>3</sup> /日 未満
13	イースト製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 洗浄施設、ハ 分離施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
14	でん粉又は化工でん粉の製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 洗浄施設(流送施設を含む。)、 ハ 分離施設、ニ 洗だめ及びこれに類する施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
15	ぶどう糖又は水あめの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 精製施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
16	めん類製造業用湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
17	豆腐又は煮豆の製造業用湯煮施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
18	インスタントコーヒー製造業用抽出施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
18 の 2	冷凍調理食品製造業用施設で、次に掲げるもの(57. 1. 1 施行)	水質 1,3 種	水質 1～4 種
18 の 3	たばこ製造業用施設で、次に掲げるもの(57. 1. 1 施行) イ 水洗式脱臭施設、ロ 洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業用施設で、次に掲げる もの イ まゆ湯煮施設、ロ 副産物処理施設、ハ 原料浸せき施設、 ニ 精練機及び精練そう、ホ シルケット機、ヘ 漂白機及び漂白そ う、ト 染色施設、チ 薬液浸透施設、 リ のり抜き施設(49. 1.2. 1 施行)	水質 1,3 種	水質 1～4 種
20	上記の施設で、トリクロロエチレン又はアトクロクロロエチレンを使 用する施設又は薬液浸透の用に供するものに限る。 洗毛業用施設で、次に掲げるもの イ 洗毛施設、ロ 洗炭炭施設	水質 1 種	水質 1,2 種
21	化学繊維製造業用施設で、つぎに掲げるもの イ 湿式紡糸施設、ロ リンター又は未精錬繊維の薬液処理施設、 ハ 原料回収施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
21 の 2	一般製材業又は木材チップ製造業用湿式パーカー(57. 1. 1 施行)	水質 1,3 種	水質 1～4 種
21 の 3	合板製造業用接着機洗浄施設(57. 1. 1 施行)	水質 1,3 種	水質 1～4 種
21 の 4	パーティクルボード製造業用施設で、次に掲げるもの(57. 1. 1 施 行) イ 湿式パーカー、ロ 接着機洗浄施設	水質 1,3 種	水質 1～4 種
22	木材薬品処理業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式パーカー、ロ 薬液浸透施設 上記の施設で、六価クロム化合物又は砒素化合物を使用する木材の 薬品処理の用に供するものに限る。	水質 1,3 種	水質 1～4 種
		水質 1 種	水質 1,2 種

施行令 別表1	施設の種類	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造用施設で、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設、ロ 湿式パーカー、ハ 碎木機、 ニ 蒸解施設、ホ 蒸解廃液濃縮施設、ヘ チップ洗浄施設及びびバル プ洗浄施設、ト 漂白施設、チ 抄紙施設（抄造施設を含む。）、 リ セロハン製膜施設、ス 湿式繊維板成型施設、ル 廃ガス洗浄施 設	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
23の 2	新開業、出版業、印刷業又は製版業用施設で、次に掲げるもの（57. 1. 1 施行） イ 自動式フィルム現像洗浄施設、ロ 自動式感光膜付印刷版現像 洗浄施設	水質1.3 種	水質1~4種
24	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使 用する自動式のフィルムの現像洗浄又は自動式の感光膜付印刷版の 現像洗浄の用に供するものに限る。 化学肥料製造用施設で、次に掲げるもの イ 過施設、ロ 分離施設、ハ 水洗式破砕施設、 ニ 廃ガス洗浄施設、ホ 湿式集じん施設	水質1.3 種	水質1.2種 管理者法上 は適用外
25	上記の施設で、ふつ素若しくはその化合物を含有する物質、ほう素 若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸 化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する化学肥料の製造の 用に供するものに限る。 水銀電解法によるカ性ソーダ又はカ性カリの製造業用施設であつ て、次に掲げるもの イ 塩水精製施設、ロ 電解施設	水質1.3 種	水質1.2種
26	無機顔料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ ろ過施設、ハ カドミウム系無機顔料製造施設の うち、遠心分離機、ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設、ホ 廃ガス洗浄施設	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
27	上記の施設で、カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化 合物又は水銀若しくはその化合物を含有する無機顔料の製造の用に 供するものに限る。 前2号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業用施設で、次に 掲げるもの イ ろ過施設、ロ 遠心分離機、ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガ ス冷却洗浄施設、ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗 淨施設、ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設、ヘ 青酸 製造施設のうち、反応施設、ト よう素製造施設のうち、吸着施設 及び沈でん施設、チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設、 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設、ス 廃ガス 洗浄施設、ル 湿式集じん施設	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
	上記の施設で、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質（以 下「有害物質」という。）又はこれらを含有する物質を原料又は触媒 として使用する無機化学工業製品の製造用に供するもの及び黄燐の 製造の用に供するものに限る。	水質1.3 種	水質1.2種

施行令 別表1	施設の種類	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
28	カーバイド法アセチレン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設、ロ さく酸エステル製造施設の うち、洗浄施設及び蒸りゆう施設、ハ ポリビニルアルコール製造 施設のうち、メチルアルコール蒸りゆう施設、ニ アクリル酸エス テル製造施設のうち、蒸りゆう施設、ホ 塩化ビニルモノマー洗浄 施設、ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設 上記の施設で、塩化ビニルモノマーの製造の用に供するものに限る。	水質1種	水質1.2種 管理者法上 は適用外
29	コーラタール製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設、ロ 静置分離器、 ハ ターラ酸ソーダ硫酸分離施設	水質1種	水質1.2種
30	発酵工業（第5号、第10号及び第13号に掲げる事業を除く。）用施 設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 蒸りゆう施設、ハ 遠心分離機、 ニ ろ過施設	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
31	メタン誘導品製造業用施設で、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゆう 施設、ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設、ハ フロ ンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設 上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを原 料として使用するフロロガスの製造の用に供するものに限る。	水質1.3 種	水質1~4種
32	有機顔料又は合成染料の製造業用施設で、次に掲げるもの イ ろ過施設、ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施 設、ハ 遠心分離機、ニ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレン若しくはテトラクロロエチレン を原料として使用する有機顔料又は合成染料の製造の用に供するも の又は銅フタロシアニン系顔料の製造の用に供するものに限る。）	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
33	合成樹脂製造業用施設で、次に掲げるもの イ 縮合反応施設、ロ 水洗施設、ハ 遠心分離機、ニ 静置分離機、 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゆう施 設、ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゆう施設、ト 中 圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施 設、チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設、リ 廃ガス 洗浄施設、ス 湿式集じん施設 上記の施設で、塩化ビニルモノマーを原料として使用する合成樹脂 の製造の用に供するもの、トリクロロエチレン若しくはテトラクロ ロエチレンを溶剤として使用するふつ素樹脂の製造の用に供するも の、1,4-ジオキサンを溶剤として使用する合成樹脂の製造の用 に供するもの又はポリエチレンテレフタレート（PET）の製造の用に供する ものに限る。	水質1.3 種	水質1~4種 管理者法上 は適用外
		水質1種	水質1.2種

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 1千m <sup>3</sup> /日 未満
37	上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、テレフタル酸（カドミウム化合物を触媒として使用して製造するものに限る。）、メチルメタクリレートモノマー、ウレタン原料（硝酸化合物を原料として使用して製造するものに限る。）、高級アルコール（一分子を構成する炭素の原子の数が六個以上の上のアルコールをい）、ほう素化合物を触媒として使用するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）、キシレン（ほう素化合物を触媒として使用するものに限る。）、アルキルベンゼン（ほう素化合物を触媒として使用するもの又はエチレンオキサイドを原料として使用する石油化学製品の製造の用に供するものに限る。）	水質1種	水質1,2種
38	石けん製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料精製施設、ロ 塩析施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
38の2	界面活性剤製造業の用に供する反応施設（1,4-ジオキササンが発生するものに限る。）、洗浄装置を有しないものを除く。）（H24.5.25施行）	水質1種	水質1,2種
39	硬化油製造業用施設で、次に掲げるもの イ 脱臭施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
40	脂肪酸製造業用蒸りゆり施設	水質1,3種	水質1~4種
41	香料製造業用施設で、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 抽出施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
42	上記の施設で、トリクロロエチレン又はテトラクロロエチレンを使用する抽出の用に供するものに限る。 ゼラチン又はかわの製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 石灰づけ施設、ハ 洗浄施設	水質1種	水質1,2種
43	写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗浄施設	水質1種	水質1,2種
44	天然樹脂製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 原料処理施設、ロ 脱水施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
45	木材化学工業の用に供するフルフラール蒸りゆり施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
46	第28号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 水洗施設、ロ ろ過施設、ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設、ニ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、有害物質若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキササンを溶剤として使用する有機化学工業製品の製造の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
47	医薬品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設、ロ ろ過施設、ハ 分離施設、ニ 混合施設（第2条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。）、ホ 廃ガス洗浄施設	水質1種	水質1,2種
		水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 1千m <sup>3</sup> /日 未満
34	合成ゴム製造業用施設で、次に掲げるもの イ イー過施設、ロ 脱水施設、ハ 水洗施設、ニ ラテックス濃縮施設、ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器 上記の施設で、エチレンオキサイド含有する物質若しくは2-クロロエチルニルエチレンを原料として使用する合成ゴムの製造の用に供するもの又はニトリル・ブタジエンゴムの製造の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
35	有機化学製品製造業用施設で、次に掲げるもの イ 蒸りゆり施設、ロ 分離施設、ハ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、2-クロロエチルニルエチレンの製造の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
36	合成洗剤製造業用施設で、次に掲げるもの イ 硫酸分離施設、ロ 廃ガス洗浄施設、ハ 型式集じん施設	水質1,3種	水質1~4種
37	前6号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガスの中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をい）、第51号に掲げる事業を除く。）用施設であって、次に掲げるもの イ 洗浄施設、ロ 分離施設、ハ 急冷施設及び蒸りゆり施設、ニ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆり施設、ハ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゆり施設及び硫酸濃縮施設、チ エチレンオキサイド又はエチレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゆり施設及び濃縮施設、リ 2-エチルニルエチレンアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゆり施設、ヌ シクロヘキサノール製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設、ヘ トリレンジアミン又は無水フタル酸の製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゆり施設、ロ プロピレンオキサイド又はプロピレンジアミンのけん化器、 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設、ク メチルメタクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設、 ク 廃ガス洗浄施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
47	上記の施設で、水銀若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物若しくはその化合物若しくはこれら含有する物質を原料若しくは触媒として使用し、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン若しくは1,4-ジオキササンを溶剤として使用する医薬品の製造の用に供するものに限る。 医薬製造業用洗浄施設	水質1種	水質1,2種
48	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。 農薬製造業用混合施設	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
49	上記の施設で、ほう素若しくはその化合物、ふつ素若しくはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸化合物を原料として使用する火薬の製造の用に供するものに限る。 農薬製造業用混合施設	水質1,3種	水質1~4種
50	第2条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業用試薬製造施設 水質汚濁防止法施行令第2条に掲げる物質 ①カドミウム及びその化合物、②シアン化合物、③有機燐化合物(ハラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)、④鉛及びその化合物、⑤六価クロム化合物、 ⑥砒素及びその化合物、⑦水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、⑧ポリ塩化ビフェニル、⑨トリクロロエチレン、 ⑩テトラクロロエチレン、⑪ジクロロメタン、⑫四塩化炭素、⑬1,2-ジクロロエタン、⑭1,1-ジクロロエチレン、⑮シス-1,2-ジクロロエチレン、⑯1,1-トリクロロエタン、⑰1,1,2-トリクロロエタン、⑱1,3-ジクロロプロパン、⑲チウラム、⑳シマジン、21.チオペンカルブ、22.ベンゼン、23.セレン及びその化合物、24.ほう素及びその化合物、25.ふつ素及びその化合物、26.アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 上記の施設で、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又は1,4-ジオキササンの試薬の製造の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種 管理者法上は適用外
51	石油精製業(潤滑油再生業を含む。)用施設で、次に掲げるものイ 脱塩施設、ロ 原油常圧蒸りゅう施設、ハ 脱硫施設、ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設 上記の施設で、トリクロロエチレンを使用する潤滑油の洗浄の用に供するものに限る。	水質1種 水質1,3種 水質1種	水質1,2種 水質1~4種 水質1,2種 管理者法上は適用外

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
51の2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業(防振ゴム製造業を除く。)、再生タイヤ製造業又はゴム板製造業用直接加流施設(57.1.1施行) 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業用ラテックス成形型洗浄施設(57.1.1施行)	水質1,3種	水質1~4種 水質1,3種 管理者法上は適用外
52	皮革製造業用施設で、次に掲げるものイ 洗浄施設、ロ 石灰づけ施設、ハ タンニンづけ施設、ニ クロム浴施設、ホ 染色施設	水質1,3種	水質1~4種
53	ガラス又はガラス製品の製造業用施設で、次に掲げるものイ 研磨洗浄施設、ロ 塵ガス洗浄施設 上記の施設で、硫化カドミウム、炭酸カドミウム、酸化鉛、ほう素若しくはその化合物若しくはふつ素化合物を原料として使用するガラス若しくはガラス製品の製造の用に供するもの又はトリクロロエチレン若しくはふつ素若しくはその化合物を使用する研磨洗浄の用に供するものに限る。 セメント製品製造業用施設で、次に掲げるものイ 抄造施設、ロ 成型機、ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)	水質1種	水質1,2種
54	生コンクリート製造業用パッチャープラント	水質1,3種	水質1~4種
55	有機質砂かべ材製造業用混合施設	水質1,3種	水質1~4種
56	人造黒鉛電極製造業用成型施設	水質1,3種	水質1~4種
57	薬業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業用施設で、次に掲げるものイ 水洗式破砕施設、ロ 水洗式分別施設、ハ 酸処理施設、ニ 脱水施設 上記の施設で、ほう素化合物を原料として使用するうわ薬原料の精製の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種
58	砂利採取業用水洗式分別施設	水質1,3種	水質1,2種 管理者法上は適用外
59	鉄鋼業用施設で、次に掲げるものイ タール及びガス液分離施設、ロ ガス冷却洗浄施設、ハ 圧延施設、ニ 焼入れ施設、ホ 連式集じん施設 上記の施設で、コークスの製造又は転炉ガスの冷却洗浄の用に供するものに限る。	水質1,3種	水質1~4種 水質1,2種

施行令 別表1	施設の種類	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未 満
62	非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元ろう、ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、ハ 焼 入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く 上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しく は亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使 用するワランの酸化物の製造の用に供するものに限る。 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設 で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価 クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電 極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上 は適用外
63	63の2 空きびん卸売業用自動式洗びん施設（57. 1. 1施行） 63の3 石炭を燃料とする火力発電施設のうち廃ガス洗浄施設（H13. 7. 1 施行）	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上 は適用外
64	ガス供給業又はコークス製造業用施設で、次に掲げるもの イ ターナル及びガス液分離施設、 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。） 上記の施設で、コークス炉ガス又はコークスの製造の用に供するも のに限る。）	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上 は適用外
64の2	水道施設（水道法第3条第8項に規定するものをいう。）、工業用 水道施設（工業用水道事業法第2条第6項に規定するものをいう。）、 又は自家用工業用水道（同法第21条第1項に規定するものをいう。）、 の施設のうち、浄水施設であって、次に掲げるもの（これらの浄水 能力が1日当たり1万立方メートル未満の事業場に係るものを除 く。）（51. 6. 1施行） イ 沈でん施設、ロ ろ過施設 酸又はアルカリによる表面処理施設	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上は適用外
65	上記の施設で、クロム酸、ほう素若しくはその化合物、ふっ素若し くはその化合物又はアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合 物若しくは硝酸化合物による表面処理の用に供するものに限る。 電気めつき施設 上記の施設で、カドミウム化合物、シアン化合物、六価クロム化合 物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ほう素化合物、 ふっ素化合物又はアンモニウム化合物、亜硝酸化合物若しくは硝酸 化合物を使用する電気めつきの用に供するものに限る。	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上 は適用外
66	66の2 非鉄金属製造業用施設で、次に掲げるもの イ 還元ろう、ロ 電解施設（溶融塩電解施設を除く。）、ハ 焼 入れ施設、ニ 水銀精製施設、 ホ 廃ガス洗浄施設、ヘ 湿式集じん施設 鉱山保安法第2条第2項の鉱山に設置されるものを除く 上記の施設で、銅、鉛若しくは亜鉛の第一次製錬若しくは鉛若しく は亜鉛の第二次製錬、水銀の精製又はふっ素化合物を原料として使 用するワランの酸化物の製造の用に供するものに限る。 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）用施設 で、次に掲げるもの イ 焼入れ施設、ロ 電解式洗浄施設、 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設、 ニ 水銀精製施設、ホ 廃ガス洗浄施設 上記の施設で、液体浸炭による焼入れ、シアン化合物若しくは六価 クロム化合物を使用する電解式洗浄、カドミウム電極若しくは鉛電 極の化成又は水銀の精製の用に供するものに限る。	水質1.3 種	水質1.3 種 管理者法上 は適用外

施行令 別表1	施設の種類	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未 満
66の2	エチレンオキシサイド又は1,4-ジオキシサンの混合施設（前各号に該当 するものを除く。）（H24. 5. 25施行）	水質1種	水質1.2種
66の3	旅館業（旅館業法第2条第1項に規定するもの（下宿営業を除く。） をいう。）用施設で、つぎに掲げるもの（49. 1. 2. 1施行） イ ちゅう房施設、ロ 洗たく施設、ハ 入浴施設 共同調理場（学校給食法第5条の2に規定する施設をいう。以下同 じ。）に設置されるちゅう房施設（業務用部分の総床面積（以下単 に「総床面積」という。）が500平方メートル未満の事業場に係る ものを除く。）（63. 10. 1施行）	水質1種	水質1.2種
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業用ちゅう房施設（総床面積が360平方メ ートル未満の事業場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）	水質1.3 種	水質1.2種
66の6	飲食店（次号及び第66号の7に掲げるものを除く。）に設置される ちゅう房施設（総床面積が420平方メートル未満の事業場に係るも のを除く。）（63. 10. 1施行）	水質1種	水質1.2種
66の7	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認め られる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設 置されるちゅう房施設（総床面積が630平方メートル未満の事業場 に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）	水質1種	水質1.2種
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食 店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設 置されるちゅう房施設（総床面積が1,500平方メートル未満の事業 場に係るものを除く。）（63. 10. 1施行）	水質1種	水質1.2種
67	洗たく業用洗浄施設	水質1種	水質1.2種
68	写真現像業用自動式フィルム現像洗浄施設	水質1種	水質1.2種
68の2	病院（医療法第1条の5第1項に規定するものをいう。以下同じ。） で病床数が300以上であるものに設置される施設で、次に掲げるも の（54. 5. 10施行） イ ちゅう房施設、ロ 洗浄施設、ハ 入浴施設	水質1種	水質1.2種
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業用解体施設	水質1種	水質1.2種
69の2	中央卸売市場（卸売市場法第2条第3項に規定するものをいう。） に設置される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） （51. 6. 1施行） イ 卸売場、ロ 仲卸売場	水質1種	水質1.2種
69の3	地方卸売市場（卸売市場法第2条第4項に規定するもの（卸売市場 法施行令第2条第2号に規定するものを除く。）をいう。）に設置 される施設で、次に掲げるもの（水産物に係るもの（これら の総面積が1,000平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） （57. 7. 1施行） イ 卸売場、ロ 仲卸売場	水質1種	水質1.2種
70	廃曲処理施設（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第 14号に規定するものをいう。）	水質1種	水質1.2種

管 理 者 法 上 は 適 用 外

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
70の2	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）用洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に属するもの及び次号に掲げるものを除く。）（57. 1. 1施行）	1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
71	自動車分解整備事業（道路運送車両法第77条に規定するものをいう。以下同じ。）用洗車施設（屋内作業場の総面積が800平方メートル未満の事業場に属するもの及び次号に掲げるものを除く。）（57. 1. 1施行）	1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満
71の2	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるもの（※）に設置されるそれらの業務用施設で、次に掲げるもの（49. 1. 2. 1施行） イ 洗車施設、ロ 焼入れ施設 ※環境省令で定める事業場は次に掲げる事業場とする。 1 国又は地方公共団体の試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 2 大学及びその附属試験研究機関（人文科学のみに係るものを除く。） 3 学術研究（人文科学のみに係るものを除く。）又は製品の製造若しくは技術の改良、考案若しくは発明に係る試験研究を行う研究所（前2号に該当するものを除く。） 4 農業、水産又は工業に関する学科を含む専門教育を行う高等学校、専修学校、各種学校、高等学校、職員訓練施設又は職業訓練施設 5 保健所 6 検疫所 7 動物検疫所 8 植物検疫所 9 家畜保健衛生所 10 検査に属する事業場 11 商品検査に属する事業場 1. 2 臨床検査に属する事業場 13 犯罪鑑識施設	管 理 者 法 上 は 適 用 外	
71の3	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するもの（※）をいう。）である焼却施設（54. 5. 10施行） ※廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の政令で定めるごみ処理施設は、1日当たりの処理能力が5トン以上（焼却施設にあっては、1時間当たりの処理能力が200kg以上又は火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上）のごみ処理施設とする。	管 理 者 法 上 は 適 用 外	

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者		
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満	
71の4	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号に掲げる施設（※1）であって、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第4項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第14条第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第14条の4第4項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの（57. 1. 1施行） ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1. 2号から第13号までに掲げる施設（※2）（10. 6. 17施行） ※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号、第3号から第6号まで、第8号又は第11号の産業廃棄物処理施設は、次のとおりとする。（第3号、第5号又は第8号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。） 1号 汚泥の脱水施設で、1日当たりの処理能力10m <sup>3</sup> を超えるもの。 3号 汚泥（PCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が5m <sup>3</sup> を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの 4号 廃油の油水分離施設で、1日当たりの処理能力が10m <sup>3</sup> を超えるもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） 5号 廃油（廃PCB等を除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号の廃油処理施設を除く。） イ 1日当たりの処理能力が1m <sup>3</sup> を超えるもの ロ 1時間当たりの処理能力が200kg以上のもの ハ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの 6号 廃酸又は廃アルカリの中和施設で、1日当たりの処理能力が50m <sup>3</sup> を超えるもの 8号 廃プラスチック類（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く。）の焼却施設で、次のいずれかに該当するもの イ 1日当たりの処理能力が100kgを超えるもの ロ 火格子面積が2m <sup>2</sup> 以上のもの 11号 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設 ※2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1. 2号から第13号までに掲げる産業廃棄物処理施設（第1. 2号に掲げるものにあつては、湿式廃ガス洗浄施設を有するものに限る。）は次のとおりとする。 1. 2号 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設 1. 2の2 廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 13号 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設	管 理 者 法 上 は 適 用 外	1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 未満

施行令 別表1	施設の区分	選任すべき管理者	
		1万m <sup>3</sup> /日 以上	1万~1千 m <sup>3</sup> /日 1千m <sup>3</sup> /日 未満
71の5	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）（3.10.1施行）	水質1種	水質1,2種
71の6	トリクロエチレン、テトラクロエチレン又はジクロロメタンの蒸りゆう施設（前各号に該当するものを除く。）（3.10.1施行）	水質1種	水質1,2種
72	し尿処理施設（建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。）		
73	下水道終末処理施設		
74	特定事業場から排出される水（公用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前2号に掲げるものを除く。）		
指定地域 特定施設 （施行令 第3条の 2）	政令で指定された地域（※）において、特定施設となる施設。 ・建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のし尿浄化槽（3.4.1施行）		管理者法上は適用外